

# 平成31年度事業運営計画書

社会福祉法人 小越会

# 目 次

第一. 社会福祉法人小越会基本理念・基本方針	1
第二. 社会福祉法人小越会法人・施設の概要	2
第三. 社会福祉法人小越会経営体制	3
一 評議員	
二 理事	
三 監事	
四 経営運営事業執行体制	
五 各拠点に組織体制	
第四. 中長期計画	5
第五. 平成30年度事業計画	7
一 法人全体・本部	
二 第1種社会福祉事業	
1 介護老人福祉施設	
2 障害者支援施設	
三 第2種社会福祉事業	
1 高齢福祉サービス(在宅)	
2 障害福祉サービス(在宅)	
四 公益事業	
1 居宅介護支援	
2 介護保険法に定める訪問調査	
3 暮らし元気アップ事業	
第六. 各拠点における主な活動予定等	14
一 法人本部	
二 こしじの里しぶみ園	
三 おごしの里	
四 しぶみ工房	
第七. 会議・委員会活動	18

## 社会福祉法人小越会 基本理念・基本方針・行動指針

### 基本理念

- ①当法人小越会は、次の3つの精神を基本理念として社会福祉事業に取り組みます。
  - 1) 『思いやり』のあるサービスの提供
  - 2) 『優しさ』をもったサービスの提供
  - 3) 『愛情』のあるサービスの提供
- ②利用者の人格の尊厳を礎に、利用者本位の福祉サービスを安定した経営環境のもとで提供いたします。
- ③安全で安心できる暮らしの継続をモットーに、地域福祉の拠点として、そして地域のよりどころとしての機能を十分発揮して住民の期待と信頼にこたえます。

### 基本方針

- 1 「利用者に寄り添う心のケアの実践」
- 2 「利用者の人格と尊厳を守れる人材の育成」
- 3 「法令を遵守し安定した経営基盤を醸成」
- 4 「地域貢献を社会福祉法人の使命と捉え、信頼を高める」

### 行動指針

- 1 関わりを持ち、心配りができる心身のケアに努めます。
- 2 笑顔と優しい言葉で接します。
- 3 相手の立場に立って考え、信頼ある行動に努めます。
- 4 安全で安心な生活の継続を支援します。
- 5 差別、虐待、人権侵害を許さず、権利擁護に努めます。
- 6 環境の改善を進め、明るい組織風土づくりに努めます。
- 7 法令を遵守し、福祉の専門職として、その力を発揮します。
- 8 常に自己研さんに努め、小越会の一員として誇りと自覚を持って地域福祉の増進に努めます。

## 第二 社会福祉法人小越会 法人・施設の概要

平成 4 年 5 月	社会福祉法人小越会法人設立認可
平成 5 年 4 月	特別養護老人ホームおごしの里開所
平成 10 年 10 月	特別養護老人ホームこしじの里開所 身体障害者療護施設しづみ園(現 障害者支援施設しづみ園)開所
平成 12 年 4 月	身体障害者通所授産施設しづみ工房(現 障害福祉サービス事業所しづみ工房) 開所
平成 24 年 5 月	特別養護老人ホームこしじの里ユニット増築

### ○社会福祉法人小越会

長岡市不動沢 2 2 1 9 番地 5 代表 TEL0258-41-0801

### ○特別養護老人ホームこしじの里

障害者支援施設しづみ園

長岡市不動沢 2 2 1 9 番地 5 代表 TEL0258-41-0801

介護保険事業

- ・介護老人福祉施設 定員 50 名
- ・介護老人福祉施設(ユニット型) 定員 40 名
- ・短期入所生活介護(介護予防) 定員 20 名
- ・通所介護(介護予防) 定員 25 名
- ・訪問介護(介護予防)
- ・居宅介護支援事業
- ・第一号通所事業

障害福祉事業

- ・施設入所支援・生活介護事業 定員 10 名
- ・短期入所事業 定員 1 名
- ・居宅介護・重度訪問介護・移動支援

### ○特別養護老人ホームおごしの里

長岡市小国町櫛沢 90 番地 代表 TEL0258-95-3110

介護保険事業

- ・介護老人福祉施設 定員 50 名
- ・短期入所生活介護(介護予防) 定員 17 名
- ・通所介護(介護予防) 定員 25 名
- ・訪問介護(介護予防)
- ・居宅介護支援事業
- ・第一号通所事業

### ○障害福祉サービス事業所しづみ工房

長岡市小国町原甲 3 4 8 番地 代表 TEL0258-95-5233

障害福祉事業

- ・就労継続支援 B 型 定員 24 名
- ・共同生活援助 かわばた寮 7 名 ひまわりの家 6 名
- ・地域活動支援センター

### 第三 社会福祉法人小越会経営体制

- 一 評議員 7名
- 二 理事 6名
- 三 監事 2名

### 四 社会福祉法人小越会 経営運営事業執行 体制

◎理事会

◎経営運営会議 理事長 業務執行理事 施設長 本部事務局

◎法人本部

事業		事業の種類	施設名	
社会福祉事業	第1種	特別養護老人ホーム	こしじの里	
			こしじの里ユニット	
	おごしの里			
	第2種	障害者支援施設	しぶみ園	
	第2種	老人デイサービス事業	こしじの里	
			おごしの里	
		老人短期入所事業	こしじの里	
			おごしの里	
		障害福祉サービス事業		こしじの里（居宅介護・重度訪問）
				しぶみ園（短期）
				しぶみ園（生活介護）
				しぶみ工房（就労継続支援事業B型）
				かわばた寮
老人居宅介護等事業			ひまわりの家	
	こしじの里			
	おごしの里			
移動支援事業		こしじの里		
地域活動支援センター		しぶみ工房		
公益事業	居宅介護支援事業		こしじの里	
			おごしの里	
	訪問調査事業		こしじの里	
			おごしの里	
	介護保険法に基づく第一号通所事業		こしじの里	
			おごしの里	

※体制に関わる名簿は別紙

## 五 各拠点における組織体制

特別養護老人ホームこしじの里

障害者支援施設しぶみ園

施設長 番場 光康	
総務課	庶務係・財務係・管理係
生活相談課	生活相談係
高齢介護課	介護支援係・入所介護係・短期入所介護係
看護課	看護係・機能訓練係
在宅介護課	通所介護係
	訪問介護係
居宅介護支援課	居宅介護支援係
障害福祉課	生活支援係
給食栄養管理課	栄養管理係・調理係

特別養護老人ホームおごしの里

施設長 松田 宏基	
総務課	庶務係・財務係・管理係
生活相談課	生活相談係
高齢介護課	介護支援係・入所介護係・短期入所介護係
看護課	看護係・機能訓練係
在宅介護課	通所介護係
	訪問介護係
居宅介護支援課	居宅介護支援係
給食栄養管理課	栄養管理係・調理係

障害福祉サービス事業所しぶみ工房

施設長 中村 悟	
総務課	庶務係・財務係・管理係
障害福祉課	生活支援係・就労支援係
給食栄養管理課	栄養管理係・調理係

## 第四 中長期計画

### 一 課題への取組み

当法人の基本理念は、大きく3つの構成から成り立っています。一つ目は、『思いやり』のあるサービスの提供、『優しさ』をもったサービスの提供、『愛情』のあるサービスの提供」と私たちが福祉の活動を行うにあたり、その姿勢を示しており、利用者に寄り添う心のケアの実践を目指します。二つ目は、「利用者の人格の尊厳を礎に、利用者本位の福祉サービスを安定した経営環境のもとで提供する」。利用者の人格と尊厳を守れる人材により、安定した持続可能な経営基盤のもと、福祉サービスを継続できるように取り組むことを目指します。三つ目は、「安全で安心できる暮らしの継続をモットーに、地域福祉の拠点として、そして地域のよりどころとしての機能を十分発揮して住民の期待と信頼にこたえます。」。これは、当法人が、地域貢献を社会福祉法人の使命と捉え、事業の透明性を確保しながら、様々な視点から安全と安心を追求し、信頼を高めるよう取り組み、地域生活の継続的な実現に寄与することを目指しています。これを、行動指針に基づき、行動できる人材により、基本理念の実現にむけ、取り組んで参ります。今般、少子高齢化、地域・福祉を支える人材の不足等、地域における課題は山積しており、当法人の経営運営においても、地域の課題は、経営運営に大きく影響して参ります。当法人が継続的に経営運営を行うため、また、私たちの活動においても、広く理解を頂けるようあらゆる情報を発信していく必要もあります。これらを踏まえ、当法人の基本理念・基本方針の実現のため、次の項目を当面の重点課題と位置付け、取り組んでまいります。

- 一. サービスの質の向上に向けた取組み
- 二. 福祉人材の確保・維持
- 三. 財務・資産管理の強化
- 四. 経営組織の強化と事業運営の透明性の確保

### 二 中期的な取組み（平成32年度まで）

長期的な課題に対応すべく、介護保険計画年度等に併せ、取り組みを行います。初回は、平成32年度までとし、その後、3年毎の取り組みといたします。

#### 【目標】

- 一. サービスの質の向上に向けた取組み
  - 1 基本理念・基本指針に基づき第三者評価を指標とした自ら取り組むサービスの質の向上
  - 2 サービスの「見える化」に取り組む
  - 3 安全と安心の追求
  - 4 地域貢献活動への取り組み
- 二. 福祉人材の確保・維持
  - 1 福祉人材確保に向けた取り組みと人材育成のための体制の構築
- 三. 財務・資産管理の強化
  - 1 事業活動計算書（第2号の1様式）対サービス活動収益計におけるサービス活動増減差額の確保
  - 2 社会福祉充実計画への対応
- 四. 経営組織の強化と事業運営の透明性の確保
  - 1 新経営体制の適正な運営
  - 2 運営協議会の立ち上げ検討
  - 3 法人本部体制の強化
  - 4 事業の在り方検討（継続）

## 【取組事項】

### 一. サービスの質の向上に向けた取組み

- 1 基本理念・基本方針に基づき第三者評価を指標とした自ら取り組むサービスの質の向上  
当法人のサービスの指標である基本理念、基本方針に基づき、その実現のため、第三者評価の項目、気づきなどを活用し、質の向上に取り組む。  
指標 第三者評価 アンケート調査、意見、要望、成果報告など
- 2 サービスの「見える化」に取り組む  
一人ひとりの、そのニーズ、必要とする支援の多様性、その方の意思に応じ、分かり易く説明するよう努める。また、当法人が行うサービス、事業についても、地域も含め理解していただけるよう取り組む。  
指標 第三者評価 アンケート調査、意見、要望、成果報告など
- 3 安全と安心の追求  
様々な視点で、安全と安心に配慮した取組みを行う。サービス利用、提供時など配慮される利用者、家族、地域に及ぶ安全と安心。そして、職員、経営運営にも繋がるものと考え、対応を行う。  
指標 防災に関する取組み、事故、苦情、利用実績、他各種実績など
- 4 地域貢献活動への取組み  
地域へ福祉活動をもって関与し、公益的な取組みに寄与する。地域住民、高齢者、障害者、ボランティア等などにも関与し、取り組む。また、関係団体が行う公益的な取組みについても参加していく。  
指標 第三者評価 アンケート調査、意見、要望、成果報告等

### 二. 福祉人材の確保・維持

- 1 福祉人材確保に向けた取組みと人材育成のための体制の構築  
現行の総職員200名の体制維持を目指す。並行して、人材不足のリスク管理を含め、業務の合理化も検討する。採用の幅も広げ、現在の体制維持を考慮し、余剰人員の発生にも対応する。そのため、内部研修体制を充実し、人材確保から育成に繋げる。新人職員には、初任者研修、実務者研修、介護福祉士の取得の流れを定型化する。さらに介護支援専門員、社会福祉士の資格取得に向けた支援を行う。中堅職員については、管理的立場への登用も含め、役割、責任を明確化し、研修においても、階層的に行えるよう検討する。さらに、経営運営分野への登用を見据えた人材の育成も行う。これらを踏まえた規則、規程等を整備し活用する。また、業務の合理化を推進し、システムの活用など、導入に向け検討または対応を行う。併せて、働き方改革の推進を図り、働きやすい環境整備を図る。  
指標 職員数 採用人数 退職者数、有資格者情報、研修報告、成果報告、予算、決算書等

### 三. 財務・資産管理の強化

- 1 事業活動計算書（第2号第1様式）対サービス活動収益計における「サービス活動増減差額」を確保  
計画的な修繕対応、資産更新、サービスの質の向上・人材確保、育成への取組みも含め、永続的に展開できるよう財務、資産の確保更新を図るため、増減差額の確保を図る。また、事業の在り方も含めた資金計画に資する。また、平成33年度の会計監査人の導入も視野に入れ、体制を整備する。  
指標 予算、決算書、月次試算表、成果報告など
- 2 社会福祉充実計画への対応  
毎年度、社会福祉充実残高の確認が必要であるため、正確に行い、残高が発生した場合、適正な計画に資する。また、状況の変化により、計画の変更も行う。  
指標 社会福祉充実化計画

### 四. 経営組織の強化と事業運営の透明性の確保

- 1 新経営体制の適正な運営  
評議員会、理事会、経営運営会議等の運営に関し、法令に基づいた適正な体制の維持確保を



行う。

指標 成果報告

## 2 運営協議会の立ち上げ検討

地域や利用者の意見を法人運営に反映するべく、地域の代表又は利用者の家族の代表者等を構成員として運営協議会の設置が任意で可能。将来を見据え、必要性を検討する。経営運営会議及び理事会にて検討。

指標 成果報告

## 3 法人本部体制の強化

法人本部事務管理体制の強化を検討。本部で執行できる体制の検討と情報を集約できる仕組みづくりの構築。

指標 成果報告

## 4 事業の在り方検討（継続）

様々な情報を集約しながら、中長期的な社会福祉法人小越会が行う事業の在り方、公益的な取り組み、社会福祉充実計画の取り組み等を、計画の見直しも含め、継続検討を行う。

指標 成果報告

# 第五 平成31年度事業計画

## 一 法人全体・本部

平成31年度においては、次の項目に重点を置き検討、実施する。

- 評議員会、理事会、経営運営会議等の運営に関し、法令・定款に基づいた適正な執行を行う。
- 安全と安心の追求 サービス・人材・資金も含め、基本理念に基づいた安全と安心に繋がる取り組みを検討し、具体化し、次の計画に反映する。
- 法人全事業の第三者評価の受審結果を踏まえ、改善の取り組みを促す。事業計画の実行性を高めるため、各拠点に指標における確認を促す。
- 法人において、法人本部の体制の在り方を検討する。
- 法人本部を中心とした情報集約体制の整備を検討。事務システムの効率化、グループウェアの導入など図りながら法人本部対応で行う仕組みの構築を検討し、対応を図る。
- 福祉人材確保・維持のための取り組みとして、将来的な確保として、就職ガイダンスへの参加、ホームページを活用したPR等も含め行う。介護実習生の受入も行うが、インターンシップの受入にも取り組む。また、即効性の観点から、派遣、紹介会社の活用も行う。
- 初任者研修、実務者研修、介護福祉士の取得の流れを定型化し、予算化については、法人本部が行う。その次のステップとして、介護支援専門員、社会福祉士の資格取得に向けた支援を行う。
- 法人を中心とした経営運営の認識を醸成する。
- 研修については、管理的立場への育成も含め、研修においても、階層的研修を検討する。
- 組織形態において管理者の登用を図る仕組みづくりを検討する。
- 働きやすい職場環境の整備、業務の合理化を図りながら、多様化する雇用形態に備えた規則規程の柔軟な運用を図る。
- 事業活動計算書（第2号の1様式）対サービス活動収益計におけるサービス活動増減差額を確保し、計画的な修繕対応、資産更新を行う。併せて、社会福祉充実残高の確認作業も含め、経営運営会議、理事会、評議員会への情報提供を図り、計画策定に資する。
- 運営協議会や事業の在り方に資する情報収集を図り、検討材料の提供に努める。

## 二 第1種社会福祉事業

### 1 介護老人福祉施設

老人福祉法並びに介護保険法の規定により、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

実施拠点

「こしじの里」	定員 50 名
「こしじの里ユニット」	定員 40 名
「おごしの里」	定員 50 名

#### 【取組事項】

##### (一)「安全」と「安心」の追求

- ・適切に情報の収集を行い、職員間で共有する仕組みの確認を行い、見直しも含め徹底を図る。
- ・職員の技術向上
- ・日常における施設・設備・介護機器等安全点検の徹底及び介護機器等安全に繋がるものへの更新
- ・職員が正しい知識を持ち、利用者に対し適切に支援することにより、リスク軽減を図る。
- ・サービスに繋がる様々なリスク（事故、感染症、虐待、情報の取得、人材、資金など）を広い視点で考え、検討する。
- ・防犯、防災に関する体制の強化

##### (二) サービスの可視化に向けた取り組み。

- ・利用者、家族にわかりやすく的確なサービスの説明、情報提供を行う。
- ・ご利用者の心身の状況のわかりやすく家族へ伝え、希望、把握ができる。
- ・施設入所に際しては、透明性、公平性を確保し、円滑な実施を図る。広く第三者の視点を組み入れ、理解と協力が得られるよう取り組む。
- ・第三者評価の受審を行った事業所においては、平成 32 年度における達成値を掲げ、取り組む。

##### (三) 日々の支援を適切に行い、前向きな取組み、ポジティブな発想により、組織の風通しを良くし、職員の意欲向上を図り、創意工夫を持って、サービスの向上を図る。

- ・マニュアルを点検し、基本的事項の確認を行う。基本を踏まえたとえで臨機応変な対応に繋げる取り組み。
- ・職員間における知識の共有、情報の共有を徹底し、職員間の相互認識のうえ、利用者の思いに寄り添った提案ができる体制にする。
- ・利用者の楽しみと安心、家族の安心に繋げる行事計画の立案を行う。

## 2 障害者支援施設

障害者総合支援法の規定により、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供その他必要な便宜を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ります。

#### 実施拠点

「しづみ園」	定員 10 名
--------	---------

#### 【取組事項】

##### (一)「安全」と「安心」の追求

- ・適切に情報の収集を行い、職員間で共有する仕組みの確認を行い、見直しも含め徹底を図る。
- ・職員の技術向上
- ・日常における施設・設備・介護機器等安全点検の徹底及び介護機器等安全に繋がるものへの更新
- ・職員が正しい知識を持ち、利用者に対し適切に支援することにより、リスク軽減を図る。
- ・サービスに繋がる様々なリスク（事故、感染症、虐待、情報の取得、人材、資金など）を広い視点で考え、検討する。
- ・防犯、防災に関する体制の強化

##### (二) 第三者評価の受審

- ・第三者評価の受審を行い、サービスの質の確保に向けた取組みを行う。

##### (三) 利用者個々の意向、希望をくみ取り、日中のサービスメニューを増やし、また、外出支援も含め、日々の生活に潤いを持たせる。

- ・新潟県身体障害者施設協議会主催によるスポーツ交流会などを活用し、目標を持った社会参加に繋げる。
- ・生活介護における日中サービスメニューの充実を図る

(四) 基本的な人権、権利擁護の理解を深め、セルフチェックシートを活用し、虐待に繋がることのないよう職員間において研修を行う。

・障害者の権利擁護の法令化が進む中で、職員間で知識、認識を共有し、サービスの実践へ繋げる。

(五) 身体状況の変化に応じた対応の強化。

・利用者の加齢に伴う支援を併設事業所としての強みを活かし、相互間の研修なども利用し、支援に繋げる。

・障害特性に応じた支援の幅を広げる。

### 三 第2種社会福祉事業

#### 1 高齢福祉サービス(在宅)

##### (一)短期入所生活介護(介護予防)

老人福祉法並びに介護保険法の規定により利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

##### 実施拠点

「こしじの里」定員 20 名

「おごしの里」定員 17 名

##### 【取組事項】

(1)「安全」と「安心」の追求

・適切に情報の収集を行い、職員間で共有する仕組みの確認を行い、見直しも含め徹底を図る。

・職員の技術向上

・日常における施設・設備・介護機器等安全点検の徹底及び介護機器等安全に繋がるものへの更新

・職員が正しい知識を持ち、利用者に対し適切に支援することにより、リスク軽減を図る。

・サービスに繋がる様々なリスク(事故、感染症、虐待、情報の取得、人材、資金など)を広い視点で考え、検討する。

・防犯、防災に関する体制の強化

(2)サービスの可視化に向けた取り組み。

・利用者、家族にわかりやすく的確なサービスの説明、情報提供を行う。

・第三者評価の受審を基に項目に応じた対応を行う。

・地域への情報発信の強化

(3)在宅における生活の継続を支援する。

・介護計画に基づく適切な支援の実施

##### (二)通所介護(介護予防)

老人福祉法並びに介護保険法の規定により利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

##### 実施拠点

「こしじの里」定員 25 名

「おごしの里」定員 25 名

##### 【取組事項】

(1)「安全」と「安心」の追求

・適切に情報の収集を行い、職員間で共有する仕組みの確認を行い、見直しも含め徹底を図る。

・職員の技術向上

・日常における施設・設備・介護機器等安全点検の徹底及び介護機器等安全に繋がるものへの更新

・職員が正しい知識を持ち、利用者に対し適切に支援することにより、リスク軽減を図る。

・サービスに繋がる様々なリスク(事故、感染症、虐待、情報の取得、人材、資金など)を広い視

点で考え、検討する。

・防犯、防災に関する体制の強化

(2)ご利用者の在宅での生活継続への取り組み

・個々の心身の状態にあったサービスメニューを用意し、支援に努める。

・地域社会資源の活用を図り、社会交流の場としての活用を図る。

(3)デイサービスの可視化を図る。

・サービス情報を発信し、広く取り組み内容を理解していただき、閉じこもりがちな高齢者の支援に繋げる。

・第三者評価の受審を行った事業所においては、平成 32 年度における達成値を掲げ、取り組む。

### (三)訪問介護(介護予防)

老人福祉法並びに介護保険法の規定により利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### 実施拠点

「こしじの里」

「おごしの里」

#### 【取組事項】

(1)「安全」と「安心」の追求

・適切に情報の収集を行い、職員間で共有する仕組みの確認を行い、見直しも含め徹底を図る。

・職員の技術向上

・日常における施設・設備・介護機器等安全点検の徹底及び介護機器等安全に繋がるものへの更新

・職員が正しい知識を持ち、利用者に対し適切に支援することにより、リスク軽減を図る。

・サービスに繋がる様々なリスク(事故、感染症、虐待、情報の取得、人材、資金など)を広い視点で考え、検討する。

・防犯、防災に関する体制の強化

(2)自宅において自立した日常生活の継続が出来るように支援する。

・特定事業所加算の体制要件の取り組みを充実させ、情報伝達、留意事項の確認の徹底を図り、事業所内研修を計画的に行う。

(3)礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。

・誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、内部研修にて、その浸透を図る。

(4)利用者及び家族に対し、法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。

・法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

・第三者評価の受審を行った事業所においては、平成 32 年度における達成値を掲げ、取り組む。

## 2 障害福祉サービス(在宅)

### (一)短期入所

利用者に対し、短期間の入所を行い、入浴、排せつ又は食事の介護等その置かれている環境に応じて、必要な支援を適切に行うことにより、自立と社会活動への参加を促進する。

#### 実施拠点

「しづみ園」 定員 1 名

#### 【取組事項】

(1)「安全」と「安心」の追求

・適切に情報の収集を行い、職員間で共有する仕組みの確認を行い、見直しも含め徹底を図る。

・職員の技術向上

・日常における施設・設備・介護機器等安全点検の徹底及び介護機器等安全に繋がるものへの更新

・職員が正しい知識を持ち、利用者に対し適切に支援することにより、リスク軽減を図る。

・サービスに繋がる様々なリスク(事故、感染症、虐待、情報の取得、人材、資金など)を広い視点で考え、検討する。

- ・防犯、防災に関する体制の強化
- (2) 身体状況の変化に応じた対応の強化。
  - ・障害特性に応じた知識、認識の幅を広げ、それぞれに応じた支援を行えるよう取り組む。
  - ・相談支援事業所と連係を行い、短期利用の促進を図る。

## (二) 居宅介護・重度訪問・移動支援「こしじの里」

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる適切かつ効果的に行う。

### 実施拠点

#### 「こしじの里」

#### 【取組事項】

- (1) 「安全」と「安心」の追求
  - ・適切に情報の収集を行い、職員間で共有する仕組みの確認を行い、見直しも含め徹底を図る。
  - ・職員の技術向上
  - ・日常における施設・設備・介護機器等安全点検の徹底及び介護機器等安全に繋がるものへの更新
  - ・職員が正しい知識を持ち、利用者に対し適切に支援することにより、リスク軽減を図る。
  - ・サービスに繋がる様々なリスク（事故、感染症、虐待、情報の取得、人材、資金など）を広い視点で考え、検討する。
  - ・防犯、防災に関する体制の強化
- (2) 自宅において自立した日常生活の継続が出来るように支援する。
  - ・特定事業所加算の体制要件の取り組みを充実させ、情報伝達、留意事項の確認の徹底を図り、事業所内研修を計画的に行う。
- (3) 礼儀正しい態度と明るい挨拶で信頼関係を築いていく。
  - ・誤解を招くような声掛け、言葉使いには注意し、内部研修にて、その浸透を図る。
- (4) 法人理念及びサービスの内容を分かりやすい説明に心掛ける。
  - ・法人理念、サービスの内容を説明することにより、提供するサービスの責任をもって行う

## 3 就労支援事業

### 実施拠点

#### (1) 就労継続支援B型 「しぶみ工房」定員 24名

障害者総合支援法の規定により、利用者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な就労支援並びに日常生活支援等の提供を確保し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

#### 【取組事項】

- (一) 「安全」と「安心」の追求
  - ・適切に情報の収集を行い、職員間で共有する仕組みの確認を行い、見直しも含め徹底を図る。
  - ・職員の技術向上
  - ・日常における施設・設備・製造工具等安全点検の徹底及びより安全なものへの更新
  - ・職員が正しい知識を持ち、利用者に対し適切に支援することにより、リスク軽減を図る。
  - ・サービスに繋がる様々なリスク（事故、感染症、虐待、情報の取得、人材、資金など）を広い視点で考え、検討する。
  - ・防犯、防災に関する体制の強化
- (二) 第三者評価の活用
  - ・第三者評価の結果を受け、目標を設定しサービスの質の確保に向けた取組を行う
- (三) 自立のための利用者支援
  - ・就労支援及び障害者雇用率確保のため、関係機関と連携をとり、企業実習及び外部

作業等に多くの利用者を出すなど積極的に取り組む。

(四)社会参加と地域との交流

- ・地域行事に積極的に参加し地域交流を推進し、社会生活への適応を促す。施設開放事業の実施及び積極的なボランティアの受け入れにより、施設の周知、利用者（障害者）への理解を求める。

(五)生活環境の整備と安全性の確保

- ・保護者、家族等との連携を密にとり、利用者及び保護者との信頼関係を確立し、温かみのある施設づくりをする中で、個々が自立を目指していけるように支援する。
- ・三障害で年齢幅も広い利用者のため、個々の状況に応じた支援を実施する。

**(2)共同生活援助「かわばた寮」 定員 7名 「ひまわりの家」定員 6名**

利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体、精神の状況、置かれている環境に応じて、共同生活住居における食事の提供、相談、入浴排泄又は食事の介護、その他の日常生活上の支援を適切に行う。

**【取組事項】**

(一)自立のための入居者支援

- ・個別支援計画の策定により、個々のニーズに応じたサービス計画を作成し各種援助の実施に努める。家事等については入居者と共同で行ない、個々の能力を向上させるよう努める。

(二)社会参加と地域との交流

- ・積極的に地域行事等に参加し、地域交流を推進し社会生活への適応を促す。

(三)生活環境の整備と安全性の確保

- ・安心、安全に生活を送れるよう環境整備を行い、併せて事故の未然防止に努める。また、利用者への虐待ゼロの徹底を図る。

**(3)地域活動支援センター「しづみ工房」**

利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、創作的活動又は生産的活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に実施し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

**【取組事項】**

(1)自立のための利用者支援

- ・個別支援計画の策定のもと、個々の障害に応じた作業工程、作業内容の提供に努め、作業に対する充実感、向上心を引き出すように努める。

(2)社会参加と地域との交流

- ・地域行事等に参加し、地域交流を推進し社会生活への適応を促す。

(3)生活環境の整備と安全性の確保

- ・安心、安全に通所が出来るよう環境整備を行い、併せて事故の未然防止に努める。また、利用者への虐待ゼロの徹底を図る。
- ・防災訓練や防災学習会などを通じて、防災意識の徹底を図る。

## 四 公益事業

### 実施拠点

#### 1 居宅介護支援

利用者の心身の状況に応じ、その置かれている環境などの特性を踏まえ、生活の質の確保及びその向上を重視し、健康管理、日常生活動作の維持・回復を図り、適切な計画作成、関係機関との調整などを行いながら、支援する。

### 実施拠点

「こしじの里」

「おごしの里」

**【取組事項】**

(一)在宅生活の継続を図るための、コントロール機能としての役割を果たす。

・職員の個々の専門的スキルアップを図り、利用者が在宅での生活を可能な限り継続できるよう支援する。

## 2 介護保険法に定める訪問調査

対象者の心身の状況等について、訪問して行う介護認定調査

**実施拠点**

「こしじの里」

「おごしの里」

## 3 暮らし元気アップ事業

要支援状態等にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう通所型サービスを行う。生活指導（相談、援助等）、介護予防（運動機能の向上、口腔機能の向上、認知症予防等）、地域交流や生活活動体験などを実施する。

**実施拠点**

「こしじの里」

「おごしの里」

### 【取組事項】

(1) ご利用者の在宅での生活継続への取り組み

- ・介護予防プログラムメニューを用意し、支援に努める。
- ・地域包括支援センターと連携し、支援に努める。

## 第六 各拠点における主な活動予定等

### 一 法人本部

月	主な活動と内容	その他
4月	経営運営会議	①各月 法人研修の実施 ②随時 就職ガイダンスに参加
5月	経営運営会議 監査 法人監事による決算監査 理事会 決算審議 評議員会提案事項審議	
6月	経営運営会議 評議員会 決算承認 理事会	
7月	経営運営会議	
8月	経営運営会議	
9月	経営運営会議 理事会 報告	
10月	経営運営会議	
11月	経営運営会議	
12月	経営運営会議 理事会 報告	
1月	経営運営会議	
2月	経営運営会議	
3月	経営運営会議 評議員会 理事会	

※評議員会 定例会 6月 臨時会 3月 他 審議事項が発生した場合開催  
 理事会 四半期ごとに業務報告 これに併せ、審議事項が発生した場合開催



## 二 こしじの里しぶみ園活動予定

	こしじの里 しぶみ園	地域行事	防災・防犯	設備保安	保健衛生	家族・ ボランティア
4月	お花見	長岡市花いっぱいコンクール(8月まで)	地域消防団連絡会議	電気保安 園内外厨房防除		
5月	芸能鑑賞		夜間想定 避難訓練	冷暖房設備点検	定期健診 (利用者)	
6月	西小運動会見学		昼間時 避難訓練・ 召集訓練	電気保安 受水槽点検	夜勤者健康診断	ボランティア 交流会
7月	夏祭り オセロ交流会 (しぶみ園)		防犯訓練	グリーストラップ 清掃		
8月	法要 岩田花火観覧		防災訓練 (消防署による消 火器取扱)	電気保安 オゾン装置点検 浴槽システム	結核予防検診	
9月	敬老会 スポーツ交流会 (しぶみ園)	すこやか ともしび祭り 越路地域敬老会	夜間想定 避難訓練	消防設備点検		
10月	ラーメン屋台 (ユニット)	こしじ秋まつり	総合防災訓練 (地域消防団参 加)	電気保安 冷暖房設備点検 園内外厨房防除	インフルエンザ 予防接種	
11月	文化祭				職員健康診断 (ストレスチェッ ク)	ボランティア 交流会
12月	柚子湯		夜間時想定 避難訓練	電気保安 ボイラー点検		
1月	新年会		防災訓練 (消火器・消火栓)			
2月	節分 寿司屋台 (ユニット)	スノーフェステ イバル		電気保安		
3月	ひなまつり			消防設備点検 水質検査・床清掃	定期健診 (しぶみ園)	家族連絡会 ボランティア 交流会

※毎月実施 誕生会、喫茶、生け花教室

### 三 おごしの里活動予定

	おごしの里	地域行事	防災・防犯	設備保安	保健衛生	家族・ボランティア
4月	外出行事 4~11月の期間			電気保安 床清掃		
5月	芸能鑑賞		防災訓練 (消火器・消火栓)	冷暖房設備点検 給水給湯設備点検 空調設備点検		
6月			災害時必要備品 準備避難訓練	電気保安 室外防除	夜勤者健康診断	家族協力会
7月	納涼会		昼間時避難訓練 (近隣集落・地域 消防団)	冷凍冷蔵庫点検 地下タンク点検 床清掃		
8月	法要 花火鑑賞	おぐにかかし まつり もちひと祭り	救命講習 (AED 取扱い)	電気保安 消防設備点検 受水槽点検 室外防除		
9月	敬老会	すこやか ともしび祭り 小国地域敬老会	地震想定 避難訓練	冷暖房設備点検 給水給湯設備点 検		
10月	ふれあい交流祭		夜間想定 避難訓練	電気保安 室外防除	定期健診 インフルエンザ 予防接種	
11月		おぐに秋まつり	夜間想定 避難訓練 (消防署立会)	水質検査 グリーストラッ プ清掃 床清掃	職員健康診断 (ストレスチェッ ク)	
12月	クリスマス会		防災訓練 (消火器・消火栓)	電気保安		
1月	お楽しみ会		救命講習 (AED 取扱い)			
2月	節分豆まき会		招集訓練(メール 配信)	電気保安		デイボラ 意見交換
3月				消防設備点検		ボランティア 懇談会

※毎月実施 誕生会

不定期実施 生け花教室

#### 四 しぶみ工房活動予定

	しぶみ工房	地域行事	防災・防犯	設備保安	保健衛生
4月	開設記念		昼間時想定 避難訓練	電気保安 室内室外防除	
5月	お花見				定期健診
6月	ふれあい祭り	地域奉仕活動	総合防災訓練	電気保安	職員健康診断
7月			防犯訓練	室内室外防除	
8月	納涼会		昼間時想定避難訓練	電気保安	
9月		すこやか ともしび祭り 地域奉仕活動		消防設備点検	
10月	バスハイク		防災機器取扱説明会	電気保安 室内室外防除	
11月		おぐに秋まつり			定期健診 インフルエンザ予防 接種
12月	忘年会		昼間時想定 避難訓練	電気保安	心の健康診断 うがいの励行(~3 月)
1月	新年お楽しみ会				
2月			防災学習会	電気保安	
3月				消防設備点検 エレベータ法定点検	

※毎月実施 誕生会

## 第六 会議・委員会

### 一 法人・経営における会議

- 1 評 議 員 会 定款第11条により定時評議員会毎年6月開催。臨時評議員は3月に開催。他必要があれば開催
- 2 理 事 会 定款第17条により3箇月に一回以上開催。他必要があれば開催
- 3 経 営 運 営 会 議 職務分掌規程第15条に規定する会議
- 4 評議員選任・解任委員会 定款第6条により開催

### 一 各拠点会議体系

- 1 運 営 会 議 職務分掌規程第16条に規定する会議
- 2 工賃算定基準評価会議 就労支援事業収入配分規程により実施

※他、各施設の組織体系、規模により会議を行う

### 二 委員会

- 1 入 所 検 討 委 員 会 入所の決定に関する事務の処理。入所指針第5に規定
- 2 防 災 対 策 委 員 会 防災管理に関して必要事項の審議。災害対策規程第2条に規定
- 3 感 染 症 対 策 委 員 会 感染症、食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策、検討。  
介護老人福祉施設運営規程第10条等に規定
- 4 事 故 防 止 対 策 委 員 会 事故の発生又は再発を防止するために実施。  
介護老人福祉施設運営規程第14条等に規定
- 5 衛 生 委 員 会 職員の健康増進保持対策等 労働安全衛生法第18条に規定
- 6 地 域 交 流 推 進 委 員 会 地域との交流、施設における行事、ボランティア団体との連携、協力、  
介護相談員の受入、地域団体の協力等を推進。介護老人福祉施設運営規  
程第13条等に関する規定による取り組み
- 7 たんの吸引等  
安全管理委員会 たんの吸引及び経管栄養のケアを安全に実施するために実施。  
業務方法書第5に規定

※ただし、事業所内会議等において、委員会の要件を満たす対応・検討を行っている場合、それをもって、委員会協議内容とする。